

研究支援サービス・パートナーシップ認定制度実施要綱

令和元年 10 月 29 日
文部科学大臣決定
令和 3 年 4 月 13 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすものを研究支援サービス・パートナーシップとして文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的とした制度の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 研究支援サービスとは、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出の加速に貢献するサービスをいう。

(認定要件)

第 3 条 文部科学大臣が認定する研究支援サービスは、次の各号に掲げる要件の全てを満たす又は満たすと見込まれるものとする。

- 一 当該サービスが、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するものであること
- 二 当該サービスが、他の取組と比べて優れた特徴を有していること
- 三 当該サービスを行う事業者が、大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等と良好な関係（ネットワーク）を構築できるものであること
- 四 当該サービスを行う事業者が、十分な管理運営体制及び財務基盤を確保していること
- 五 当該サービスが、第一号に掲げる要件を満たすことに寄与する事業実績を有していること

(認定の申請)

第 4 条 認定を受けようとする事業者は、公募期間中（1か月程度）、様式 1 による研究支援サービス・パートナーシップ認定申請書に、当該サービスを行う事業者の概要、財務状況及び認定を受けようとするサービスの内容を示す書面を添え、これを文部科学大臣に提出するものとする。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による申請の内容が第3条に規定する要件に合致すると認めるときは、当該サービスを研究支援サービス・パートナーシップとして認定し、当該申請者に対し、様式2による研究支援サービス・パートナーシップ認定証を交付する。
- 3 文部科学大臣は、前項の認定に際し、必要な条件を附すことができる。
- 4 文部科学大臣は、第2項の審査の結果、認定を行わないときは、当該申請者に対してその旨を文書で通知するものとする。
- 5 文部科学大臣は、認定を行った研究支援サービス（以下「認定サービス」という。）に関する情報を文部科学省ホームページ等で公表するものとする。

（有識者会議からの意見聴取）

- 第5条 文部科学大臣は、前条第2項に規定する認定を行うかどうかについて、科学技術・学術政策局に設置する有識者会議から意見を聞くものとする。
- 2 当該有識者会議は、前条第1項の規定により提出のあった様式1及び添付書類を確認するとともに、申請者に対してヒアリングを行い、文部科学大臣に対して意見を述べるものとする。
 - 3 文部科学大臣は、当該有識者会議を構成する委員のうち、次の各号に該当する者を、前項に規定する意見聴取に当たり同会議に参加させないことができる。
 - 一 提出のあった様式1及び添付書類の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - 二 委員が所属している法人等から申請があった場合
 - 三 委員自身が、過去5年以内に申請者から寄附を受けている場合
 - 四 委員自身が、過去5年以内に申請者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を委員自身が受けている場合
 - 五 委員自身が、申請者の発行した株式又は新株予約権を保有している場合
 - 六 その他委員と申請者との特別の関係があると認められる場合

（認定の有効期間及び更新）

- 第6条 第4条第2項の認定の有効期間は、当該認定を受けた日から3年間とする。
- 2 認定サービスを行う事業者（以下「認定事業者」という。）は、第3条各号の要件を満たしている状況にあって、引き続き認定を受けようとする場合においては、認定の有効期間満了日の2か月前から1か月前までの間に、様式3による研究支援サービス・パートナーシップ認定更新申請書を文部科学大臣に提出することができる。

3 第3条から第5条までの規定は、前項の申請について準用する。ただし、第11条第1項に規定する事業事績報告書の内容等を踏まえ、認定要件を引き続き満たしていると文部科学大臣が認める場合においては、第5条第2項に規定するヒアリングを省略することができる。

(変更の届出)

第7条 認定事業者は、申請事項に変更が生じたときは、様式4による変更届出書に変更内容の詳細が分かる書面を添え、速やかに文部科学大臣に届け出るものとする。

(認定ロゴマークの使用)

第8条 認定事業者は、認定サービスを行う場合に限り、文部科学大臣が別途定める認定ロゴマークを使用することができる。

(認定の取消し)

第9条 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- 一 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合
 - 二 第4条に規定する申請に際し虚偽の申請が行われた場合
 - 三 認定事業者から認定辞退の申出があった場合
 - 四 その他文部科学大臣が認定事業者としてふさわしくないと判断した場合
- 2 文部科学大臣は、認定を取り消すかどうかについて、科学技術・学術政策局に設置する有識者会議から意見を聞くものとする。
- 3 文部科学大臣は、認定を取り消すときは、様式5による研究支援パートナーシップ・サービス認定取消通知書により、その旨及び取消しの理由を当該認定事象者に通知するものとする。

(文部科学大臣への要請)

第10条 認定事業者は、事業のより効果的な実施に向けて必要な場合、文部科学大臣に対し金銭的な支援を除き連携又は協力を要請することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により要請のあった連携又は協力の内容について検討を行い、当該事業者と協議を行う。

(文部科学大臣への報告)

第11条 認定事業者は、当該認定サービスに関し、毎年度、様式6による事業実績報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

2 文部科学大臣は、本制度の適切な実施に当たって必要があると認める場合、認定事業者に対して報告を求めることができる。

(事務局)

第12条 本制度に関する事務は、科学技術・学術政策局企画評価課において行う。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、科学技術・学術政策局長が定める。

附 則 (令和3年4月13日一部改正)

本改正は、決定の日から施行する。